

詳細は、市ウェブサイトをご覧ください。



国民健康保険税の改定



子どもがいる世帯への
減免制度の拡充

2 子どもがいる世帯への減免制度の拡充

市は、平成30年度から、子育て世帯の経済的な負担緩和のため、18歳以下の子どもがいる世帯について国民健康保険税を一部減免する制度を市独自に実施しています。令和4年度から、国の法改正により、就学前児に係る均等割保険税を一律5割軽減する制度が全国で新たに開始されます。市は、国の軽減制度に加え、子育て世帯のさらなる経済的な負担緩和を図るべく、市独自の減免制度をさらに拡充します。

令和3年度まで

(旧)市の独自減免(子どもがいる世帯への減免) ※申請不要	
対象	18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども
内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象が1人の場合 当該子どもに係る均等割保険税を2割減免 対象が2人以上の場合 当該子どものうち、1人目に係る均等割保険税を2割減免、2人目以降に係る均等割保険税を5割減免



令和4年度から

就学前児

(新)国の軽減制度(就学前児に軽減) ※申請不要	
内容	当該子どもに係る均等割保険税を一律5割軽減



(新)市の独自減免(子どもがいる世帯への減免) ※申請不要	
内容	当該子どもに係る均等割保険税を3割減免

小学生～18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども

(新)市の独自減免(子どもがいる世帯への減免) ※申請不要	
内容	当該子どもに係る均等割保険税を8割減免

18歳に達する日以後
最初の3月31日まで
の子どもに係る均等
割保険税

一律
8割減免

国民健康保険に関するお知らせ

問/保険医療課 ☎(45)6330

1 国民健康保険税の改定

国民健康保険とは、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

近年、高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費が増加し、国民健康保険の財政運営は厳しくなっています。そのため、国民健康保険運営協議会で慎重に審議し、令和4年度の保険税率・税額を改定しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和4年度の新しい保険税率・税額

国民健康保険税は、市県民税などの情報を基に決定し、7月中旬に通知します。税額のお問い合わせは、通知書がお手元に届いてからお願いします。

▼令和4年度保険税率・税額一覧表(カッコ内は令和3年度保険税率・税額)

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40～64歳のみ)	備考
所得割※1	6.1%(5.3%)	2.1%(1.7%)	1.7%(1.2%)	-
資産割※2	7.0%(10.0%)	0%(2.0%)	0%(2.0%)	-
均等割※3	2万5300円(2万3800円)	1万円(7000円)	1万円(9000円)	1人当たり
平等割※4	2万2000円(同左)	7000円(同左)	7000円(同左)	1世帯当たり

- ※1 世帯の加入者の前年中の所得金額に応じて計算するもの
- ※2 固定資産税に応じて計算するもの
- ※3 世帯の加入者数に応じて計算するもの
- ※4 1世帯にいくらかと計算するもの
世帯の加入者数にかかわらず一律で計算

保険税率・税額の改定による年間保険税額の変化のシミュレーション

▶モデル世帯①

40歳以上の夫婦・18歳以下の
子ども2人の4人世帯
※妻・子どもに所得なし



営業所得	3年度保険税額	4年度保険税額	3年度との差
43万円	6万600円	4万9100円	-1万1500円
157万円	18万5200円	19万200円	+5000円
251万円	30万9000円	32万5400円	+1万6400円
343万円	41万5600円	44万4700円	+2万9100円

▶モデル世帯②

65歳以上の夫婦2人世帯
※夫は年金収入のみ
妻は基礎年金のみ



年金収入(課税所得)	3年度保険税額	4年度保険税額	3年度との差
79万円(0円)	3万9100円	3万6700円	-2400円
225万円(72万円)	10万7700円	11万5700円	+8000円
272万円(119万円)	16万7700円	18万4200円	+1万6500円
300万円(147万円)	20万5500円	22万7100円	+2万1600円

※固定資産税(都市計画税を除く)を10万円としています。実際の計算には、端数処理などが生じます。

歯磨き指導時に、新しい
歯ブラシ試供できます!

広告

**手話対応
もしています!**

「バリアフリー!」
車いすでも
はいれます!

平日午前は、**無料託児サービス**

0歳からの無料フッ素塗布も実施中

24時間ネット予約できます

0120-84-3118

知立市上重原2丁目65番地 オカダ歯科クリニック 知立

財源確保などのため、有料広告を掲載しています。広告内容は、市が推奨するものではありませんので、広告主へ直接お問い合わせください。